

# 1. 本資料の目的

## 1.1 目的

道路土工構造物の定期点検は、施設の維持管理に必要な情報を取得する最も基本的な行為であり、国土交通省が管理する施設においては、平成30年6月に示された道路土工構造物点検要領<sup>1)</sup>（以下、点検要領）に基づき実施される。なお、点検要領では、図1-1に示す施設を対象にしており、長大切土（切土高がおおむね15m以上のもの）及び高盛土（盛土高がおおむね10m以上のもの）については特定土工点検、それ以外のは通常点検として点検を実施している。

点検要領では、施設の健全性や周辺や地山の安定性を一定の尺度で判定するための参考となるよう、別添資料として代表的な変状の例が示されているが、これは点検要領に基づく点検が実施される前の限られた資料を基に作成されたものである。

このため、本資料では、道路土工構造物の診断を行う上で参考となるように、点検要領に基づき全国で初めて体系的に実施された点検結果より、切土や盛土を構成する施設毎に着目すべき変状の事例写真をとりまとめて提示することにより、今後個々の切土や盛土の点検にあたり、変状の発生を見逃さないよう促し、より適切な診断に資することを目的としている。なお、本資料に掲載されている事例は、平成30年度～令和2年度に実施された定期点検のデータを基に作成している。

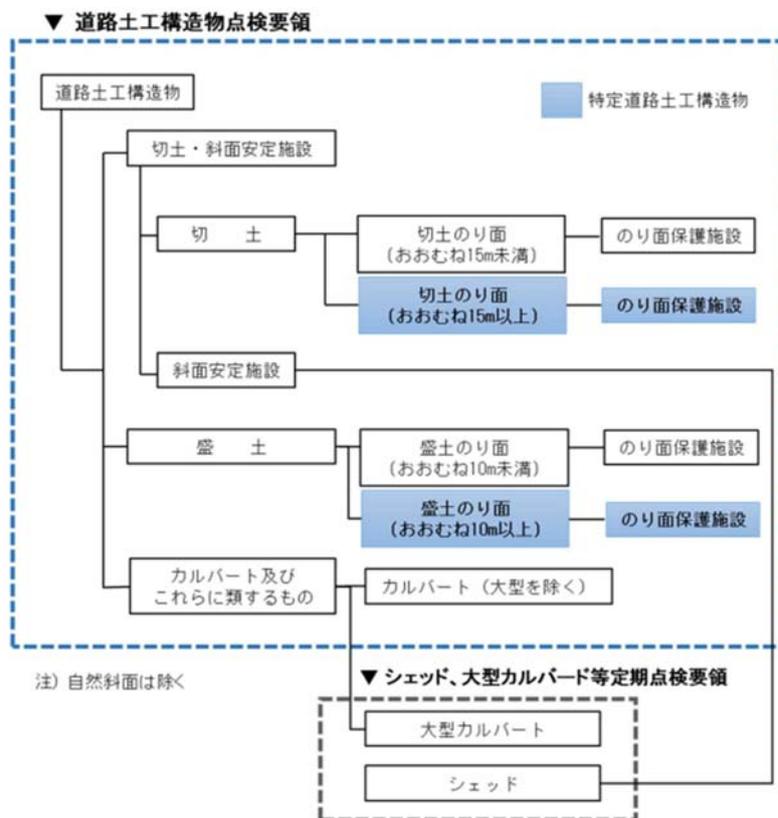


図 1-1 道路土工構造物の分類と適用範囲<sup>1)</sup>

## 1.2 本資料の扱いについて

本資料は、1 巡目点検の最終年度となる令和 4 年度以降に道路土工構造物を点検する上で、実際の点検結果から得られた知見をいち早く活かし、道路土工構造物の健全性の診断を行う上で参考となるように、各施設の変状事例を整理したものである。

道路土工構造物の状況は、その構造形式、使用されている材料、交通の状況、道路土工構造物の存する地域の地形、地質、気象及び供用年数その他の条件によって多種多様である。また、点検要領では健全性の診断は、特定道路土工構造物（点検区間）の健全性を診断するものであり、のり面保護施設等の個々の施設の健全性を診断するのではなく、のり面を構成する施設を含め、全体を俯瞰してみることが重要とされており、診断は、各施設の安定性、変状の進行性に加え、道路の機能や第三者への影響を総合的に考慮して行うこととなっている。

よって、本資料における変状事例と同様の変状が生じている場合においても、その施設が置かれる状況によって、道路への影響等が異なるため、判定区分が必ずしも同じではないことに十分注意が必要である。